

令和 7 年高島市教育委員会第 5 回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 23 日（金）
開会 午後 3 時 00 分 閉会 午後 4 時 15 分
- 2 開催場所 高島市役所新館 2 階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和 7 年第 4 回定例会会議録承認
議第 34 号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
議第 35 号 高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案
議第 36 号 高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
議第 37 号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱および任命について
議第 38 号 高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱および任命について
議第 39 号 契約の締結につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について（安曇川中学校長寿命化改良建築工事（I 期工事））
議第 40 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について（今津学校給食センターハンガー式消毒保管機）
議第 41 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について（今津学校給食センター消毒保管機）
議第 42 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について（学習用タブレット端末）
議第 43 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について（学習用タブレット端末周辺機器）
議第 44 号 令和 7 年度高島市一般会計補正予算（第 1 号）案に関する市長への意見について
議第 45 号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱および任命について
議第 46 号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について
議第 47 号 高島市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事について
報告第 10 号 令和 7 年度高島市立学校学校教育到達目標について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、赤水スポーツ振興部長、川原林教育指導部長、吉原教育総務部次長（社会教育課長取扱）、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、保木教育指導部次長、前田教育総務課長、山本文化財課長、佐藤文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、保木学校教育課長、上原学事施設課長、横井川学校給食

課長、林教育総務課参事、中村教育総務課主任

6 会議を傍聴した者 0人

7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第5回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 議第39号から議第45号まで非公開

議第34号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

【説明】 前田教育総務課長

本件は、教育委員会事務局における図書館、文化ホール等の教育機関の位置づけを明確にするとともに、職員の職に新たに調整担当監が設置されたこと等から高島市教育委員会事務局組織規則について、所要の改正を行うものである。

主な改正内容は、まず、第2条「部等の設置」について、教育機関である図書館、文化ホール、教育研究所、学校給食センターを課に準ずる組織として事務局内に位置付ける。次に、第3条「分掌事務」について、学事施設課と教育相談・課題対応室の順序を組織機構図にあわせるため改正する。最後に、第4条「職の設置」および第5条「職の職務」について、本年4月から調整担当監が設置されたことに伴い、新たに規定するとともに、現在規定している司書、自動車運転手、用務員、管理栄養士、栄養士および調理師については、正規職員が配置されていないことから削除する。

【質疑等】

○橋本委員

法令改正などがあり、教育機関として位置付けを行うのか。

○前田教育総務課長

法令改正はないが、教育機関であることを明示した。

○饗庭教育総務部長

法律で図書館などは、教育機関として位置付けられており、今回、それらの教育機関を課に準ずる組織として明確にしたものである。現状何か変わるものではない。

○橋本委員

調整担当監が新たに設置された理由を教えてください。

○保木教育指導部次長

I C T教育を担当する調整担当監を本年4月から拝命しているが、本年度は、I C T機器の大きな更新があること、また、今後も拡充が見込まれることから新たな職の設置となった。

【採決】 可決

議第35号 高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

【説明】 前田教育総務課長

本件は、教育委員会が所管する施設の廃止および設置に伴い、高島市教育委員会公印規則について所要の改正を行うものである。

改正内容は、5月31日をもって近江聖人中江藤樹記念館およびマキノ資料館を廃止することに伴い、保有する各公印を廃止し、6月1日に設置する中江藤樹・たかしまミュージアムの公印を新たに規定するものである。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第36号 高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

【説明】 前田教育総務課長

本件は、高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱第3条の規定に基づき、高島市教育委員会事務点検評価委員に委嘱することについて、議決を求めるものである。

新任の本宮氏は、市と包括連携協定を締結している滋賀県立大学の人間文化学部人間関係学科の准教授であり、教育学の博士課程を修めておられ、教育に関して知見が深く、精通しておられることから、適任者であると考えます。

遠藤氏、鎌田氏は、昨年度に続き再任である。

【質疑等】

○橋本委員

事務点検評価委員会議は、何回開催されるのか。

○前田教育総務課長

例年3回開催している。

【採決】 可決

議第37号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱および任命について

【説明】 保木学校教育課長

本件は、高島市道徳教育推進協議会設置要綱第3条の規定に基づき、高島市道徳教育推進協議会委員に委嘱および任命をすることについて、議決を求めるものである。

学識経験者1名、小中学校の児童生徒の保護者2名、教育関係者6名、関係行政機関の職員1名、その他教育長が必要と認める者2名の合計12名を委嘱および任命をするものである。

道徳教育の推進を図るため、専門的な見地やそれぞれの立場から助言、意見をいただくことになる。

任期は、令和7年5月24日から令和8年3月31日までである。

【質疑等】

○橋本委員

委員は全て今津中学校区から選出されているが、今津中学校区を中心に研究が進められるということか。

○保木学校教育課長

これまで、高島中学校区、マキノ中学校区、安曇川中学校区において道德教育の研究をしてきたが、本年度から2年間は、今津中学校区を対象に研究を行う。

○橋本委員

地域学校協働活動推進員を委員に選んでいるのは、地域との結びつきを考えているからであろうが、理由を確認しておきたい。

○保木学校教育課長

地域の方々の力をお借りして、子ども達に道德の心を育てていきたいと考えているためである。

【採 決】 可決

議第38号 高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱および任命について

【説 明】 上原学事施設課長

本件は、高島市立学校結核対策委員会規則第3条第1項の規定に基づき、高島市立学校結核対策委員会委員に委嘱および任命をすることについて、議決を求めるものある。

委員会は、学校での結核のまん延を防ぐために必要な対策について審議、検討を行う機関である。

任期は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間である。

【質疑等】

○高木委員

結核対策委員会は、どのような場合に開催されるのか。

○上原学事施設課長

委員会では、結核健康診断の結果を受けて、精密検査が必要かどうか審査している。基本的にその検査をするかどうか検討する児童生徒が出てきたら、委員会会議を開催している。

【採 決】 可決

議第 39 号 契約の締結につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について
(安曇川中学校長寿命化改良建築工事 (I 期工事))

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第 40 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について
(今津学校給食センターハンガー式消毒保管機)

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第 41 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について
(今津学校給食センター消毒保管機)

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第 42 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について
(学習用タブレット端末)

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第 43 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について
(学習用タブレット端末周辺機器)

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第 4 4 号 令和 7 年度高島市一般会計補正予算（第 1 号）案に関する市長への意見について

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第 4 5 号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱および任命について

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

休憩 教育長が暫時休憩を宣言

議第 4 6 号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、令和 8 年度教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に諮問することについて議決を求めるものである。

諮問する内容は、令和 8 年度に小中学校特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に意見を求めるものである。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第 4 7 号 高島市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事について

【説 明】 前田教育総務課長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定に基づき、教育機関の長の任免について、議決を求めるものである。

人事の内容は、５月３１日をもってマキノ資料館および中江藤樹記念館を廃止することに伴い、文化財課長が兼務している館長の職を解き、６月１日に設置する中江藤樹・たかしまミュージアムの館長の職に文化財課長が兼務するものである。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

報告第１０号 令和７年度高島市立学校学校教育到達目標について

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、令和７年度高島市立学校学校教育到達目標について、報告する。

各校においては、子どもたちの実態や保護者、学校運営協議会委員からのご意見をいただきながら、適宜、取組方法や活動内容を見直し、本年度の取組みを推進していく。

【質疑等】

○橋本委員

先日、小学校に侵入し、教員らを暴行した事件があったが、現場の学校では、複数対応、危機管理意識の向上に努めていただきたい。

○保木学校教育課長

防犯は、日々心配していることであるが、地域の方が学校運営に参画いただくことで、不審者が入りにくい学校にしていきたい。

閉会 教育長が第５回定例会の閉会を宣言